

原付バイク等の廃車事由に注意してください！

ナンバーの返却（廃車）ができるのは「車体を破棄する」「他人に譲渡する」「三木市から転出をした」などの所有権がなくなった場合か、定置場が変更になり三木市の課税権がなくなった場合に限りです。

また、廃棄や譲渡をする予定で4月1日までにナンバーの返却（廃車）をしたが、その後状況が変わり、再度同じ方が4月1日以降に同一車体のナンバーを取得（登録）される場合は、課税の対象になる4月1日に所有されていたこととなりますので、該当年度の軽自動車税がかかる可能性があります。ご了承ください。

* 原付バイク等廃車の際によくあるご質問 *

Q1：乗らなくなった原付がありますが
どうしたらいいですか？

軽自動車税（種別割）は、軽自動車等を所有している人に課税されるため、使用せずに保管しているだけの場合や、故障などにより使えない状態であっても、所有している限り税金がかかります。

したがって、「公道を走らない」「乗る予定がない」等の理由で原付バイク等を所有したままで、廃棄等の処分をしない場合は、ナンバーの返却（廃車）は出来ません。

Q2：公道を走らないからナンバーはいらないのでは？

原付等のナンバープレートは、軽自動車税を所有している方に課税を行う課税標識になりますので、走行の為の標識ではありません。したがって原付等バイクを所有している場合は税金がかかります。

* 申告・報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした時は、地方税法第463条の20により罰せられる場合があります。